

甲佐町立小中学校タブレット端末等導入仕様書

1. 事業目的

新学習指導要領において、情報活用能力の育成は言語能力及び問題発見・解決能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」に位置付けられており、Society 5.0の時代を生きる多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現するために、学習活動において1人1台のタブレット端末の整備及び積極的な活用が求められている。

運用にあたっては、学校での授業、自宅への持ち帰り学習、新型コロナウイルス感染症等での学校休業時における非常時等も想定していることから、最先端ICT環境整備に高い知識及び専門性を備え、学校等に対し組織的かつ計画的な支援を行うことが可能な事業者を公募し、効果的にタブレット端末を調達し、導入する。

2. 件名

甲佐町立小中学校タブレット端末等導入

3. 履行場所

(1) 甲佐町立小中学校5校

(甲佐小学校、白旗小学校、乙女小学校、龍野小学校、甲佐中学校)

※納入場所の住所は別紙納入一覧を参照のこと。

4. 納入期限

(1) タブレット端末等機器の納入（通信費を除く）

令和3年2月26日までとする。

※タブレット端末本体、ソフトウェア以外で期限までに納入が困難な場合は、最短で納入できる期日を提案すること。

5. 契約期間

納入完了後から令和8年3月31日までとする。

(運用保守の期間、ソフトウェア、LTE回線等の使用期間)

※見積については、61カ月分で積算した金額とすること。

6. 活用方法

小中学校においては、次のようなタブレット端末の活用を想定している。

(1) 教職員によるICT活用

ア 授業支援ソフトウェア（デジタル教科書を含む。）等を活用した教材等の一斉発信や児童生徒の回答・考え方の把握・集約・提示。また、電子黒板用PC（OS:Windows10Pro）とタブレット端末間の動画、教材等の共有。

イ 社会科見学や修学旅行等の校外学習

ウ LTE通信を活用し、WEB会議ソフトウェア等での児童生徒の健康観察や学習支援

エ 教材研究や教材作成

7. 概要

タブレット端末等の納入、保守及びヘルプデスク業務やLTE通信の提供を行うものである。

おもな事業内容は、次に示すものとする。なお、納入されたタブレット端末等（ソフトウェア、SIMカード等は除く。）の所有権は発注者に帰属するものとする。

(1) タブレット端末等の納入

ア タブレット端末等の内容については「7. タブレット端末等の仕様等」に示すものとし、納入及び保守対応を行うこと。

イ タブレット端末等の納入品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。

ウ タブレット端末等の調達、納入、設定等全ての諸費用については、受注者の負担とすること。

エ 初期不良による故障については、交換を基本として対応すること。

オ タブレット端末等は、次のような利用制限を実施できるようにすること。

- ①タブレット端末の設定変更及び初期化の制限
- ②アプリケーションのインストール及びアンインストールの制限
- ③私的な映像、音楽、電子書籍等のコンテンツ購入（サイト上からの購入、ストア系アプリからの購入等）の制限
- ④有害なインターネットサイト閲覧の制限
- ⑤私的利用（SNS投稿等）の制限
- ⑥使用を許可されていない者のタブレット端末等の利用の制限

(2) クラウドサービスによる情報管理

ア 授業において児童生徒が作成した成果物及び教職員が授業で使用するために作成した教材等を保存共有するためのクラウドストレージを提供すること。

イ クラウドストレージ上に保存されたデータの利用者を制限・管理する手段を講じること。

(3) LTE通信の提供

ア LTE（4G）通信を提供すること（一部地域や一時的にLTE（4G）通信の提供が不可能な場合は、町と協議の上3Gによる補完も可とする。）。

イ タブレット端末等を利用した授業等を恒常的に実施するために1台につき月7GB以上のLTE（4G）通信について、通信速度・通信量を確保すること。また、通信量シェア等の補完策を用いることも可。

ウ 通信量の使用量について、定期的に報告をすること。

エ 小中学校など主に端末を利用する場所において電波が入りにくい場合は、協

議の上、速やかに電波の改善対策を実施すること。

オ 社会情勢の変動等により通信費の市場価格が低下した場合は、発注者、受注者協議の上、変更契約をするものとする。

(4) 運用保守（ヘルプデスク・故障等対応窓口）

ア ハードウェア及びソフトウェアの対応窓口を一本化するヘルプデスクを設置し、各学校、ＩＣＴ支援員及び教育委員会からの問合せ及び故障等時に対応すること。また、緊急時については、業務時間外であっても迅速に対応すること。

イ 端末の紛失・盗難・故障等の際は、町が保有する予備機で対応し、必要に応じて速やかに設定等を行うこと。

ウ 故障時、メーカー保証対象の場合については、速やかに修理の手続きを行い、有償の場合については、教育委員会に修繕費用等の必要な情報を連絡すること。

エ 紛失等において、ＳＩＭカードの再発行等に別途費用が発生する見込みがある場合には、その旨を連絡すること。

オ 学校及び教育委員会と連携し対応すること。

(5) 児童生徒によるＩＣＴ活用

ア 文字や画像・音声などの情報の収集・選択・活用

イ カメラ機能、文書作成ソフトウェア等の活用による資料の作成

ウ プレゼンテーションソフトウェアを活用した発表

エ 協働学習における意見の交換や資料の作成・共有

オ プログラミングソフトウェアを活用したプログラミング学習

カ 学校、自宅等での学習支援ソフトウェア等を活用した学習

キ 学校休業中等におけるオンライン授業(感染症、自然災害、不登校児童生徒への学びの保障)

8. タブレット端末等の仕様等

別紙仕様一覧のとおり

9. 納入場所及び想定数量

タブレット端末等の納入場所等は別表のとおり。ただし、納入時期の児童生徒数の状況に応じて、納入場所ごとのタブレット端末等台数を変更する場合がある。

10. 非常時の対応

(1) 納入時において、納入先施設の建造物及び既存機器、その他の物件に損害を与えた場合は、担当職員に報告するとともに受託者の負担において速やかに原状復旧を行うこと。

(2) 受託者は、機器やシステム等に異常が発生した際には、状況の把握に努め、速やかに教育委員会に報告すること。

- (3) 機器の納入時又はシステム管理業務上、事故が発生したときは、速やかに適切な処置を講じるとともに、教育委員会に報告すること。

1 1. 負担区分

- (1) 機器の運搬費、納品場所への移動交通費（ガソリン代）等は、本事業費にあらかじめ含まれるものとする。
- (2) 使用者による機器の破損等で部品の交換及び修理費用が発生する場合には発注者の負担とするが、初期不良、納品時の破損等については受注者の対応とする。

1 2. その他

- (1) 業務上知り得た個人情報、その他の管理業務に係る情報を第三者へ漏えい又は公表してはならない。業務担当から離れた場合も同様とする。
- (2) 業務上知り得た情報、画像などは、教育委員会に無断で転用してはならない。
- (3) この仕様書に記載がない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、教育委員会、受注者双方協議の上で定めるものとする。
- (4) 端末の納入完了後、直ちに授業で活用できるように、事前に教職員の操作等の研修時の講師の派遣やその際必要な端末の無償貸与を行うこと。